第六十八条の六十五第四項中「（第六十八条の三十一の規定及び同条の規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）」を削る。

第六十八条の六十六第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項及び第八項並びに第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削る。

第六十八条の七十第五項中「（第六十八条の三十一の規定及び同条の規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）」を削る。

第六十八条の七十二第七項中「その資産に係る権利変換が」を削り、「第百十条第一項」を「第百十条の二第一項」に、「おいて定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利又は施設建築敷地に関する権利を取得する権利を含む。）」を「係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に、「の建築施設の部分の」を「に規定する」に改め、「（当該給付が同法第百十八条の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付。以下この項において同じ。）」を削り、「第百四条第一項」の下に「（同法第百十条の二第六項又は第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「第百十八条の二十五の二第三項」を「第百十八条の二十五の三第三項」に、「の建築施設の部分（同号の）」を「に規定する建築施設の部分（同法第百十八条の二十五の三第一項の規定により定められた管理処分計画に係る」に改め、「又は同号の施設建築物の一部を取得する権利」の下に「（同法第百十条第一項又は第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。以下この項及び第十項において同じ。）」を加え、「係る建築施設の部分の」を「係る同号に規定する」に改め、「基因となつた」の下に「同号の」を加える。

第六十八条の七十六第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第六十八条の七十八第七項中「（第六十八条の三十一の規定及び同条の規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）」を削り、同条第十四項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第六十八条の八十八第二十三項中「第六項」を「第九項」に、「第九項」を「第十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第十八項の」を「第二十二項の」に、「第六十八条の八十八第十八項」を「第六十八条の八十八第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第六十八条の八十八第十八項」を「第六十八条の八十八第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「第八項」を「第十一項若しくは第十二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第八項」を「第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「が第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において」を「に各連結事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第六項に規定する書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は当該連結法人に各連結事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第八項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに」に、「国外関連取引」を「同時文書化対象国外関連取引」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人に各連結事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第九項に規定する財務省令で定める書類又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該連結法人の各連結事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該同時文書化免除国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第六十八条の八十八第七項後段を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「その各連結事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該連結法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた」を「各連結事業年度における同時文書化対象国外関連取引（前項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は当該連結法人に各連結事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における